

徳島県告示第二百九十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定より次のとおり公示する。

令和元年八月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

1 業務名

県税システム・スマート化推進事業業務（以下「本業務」という。）

2 業務の内容等

入札説明書及び本業務調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和八年十二月三十一日まで

4 業務の実施場所

徳島県万代庁舎、県税局等及び本県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

6 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいない団体であること。

（一）成年被後見人又は被保佐人

（二）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（三）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

7 徳島県税に滞納のない者であること。

8 当該業務の遂行に必要な組織及び人員を有している者であること。

9 本公告の日から過去五年以内に、都道府県又は政令指定都市の税務システムの開発

業務又は運用保守業務を履行済み又は履行中であることを証明した者であること。

10 本業務について、確実に履行する能力があることを証明した者であること。

三 入札説明書等に関する事項

1 交付場所

(一) 入札説明書

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

(二) 本業務調達仕様書

五の1の一の参加届出に関する書類を提出した者にのみ交付する。

2 交付期間

令和元年八月九日（金曜日）から同年九月九日（月曜日）まで

四 入札に関する質疑

1 質疑の問合せ先

郵便番号 七七〇・八五七〇

所在地 徳島市万代町一丁目一番地

所属名 徳島県経営戦略部税務課 県税システム担当

電話番号 〇八八・六二一・二〇七七

ファクシミリ番号 〇八八・六二一・二八九一

電子メールアドレス zeimuka@ref.tokushima.jp

2 問合せの方法及び受付期間等

(一) 方法

問合せについては、郵送、信書便、電子メール又はファクシミリによるものとし

(二)、入札説明書等に関する質問書（入札説明書様式六）により行うこと。

(二) 受付期間

令和元年八月九日（金曜日）から同年九月二十四日（火曜日）まで（徳島県の休

日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に規定する休日を

除く。）

(三) 質問への回答

質問及び回答（質問者の名称、連絡先等を除く。）は、令和元年十月七日（月曜

日）までに、五の2の入札参加資格を認められた者全員に対して通知する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 参加届出に関する書類の提出

入札に参加しようとする者は、一に示す参加届出に関する書類を提出しなければな

らない。

(一) 参加届出に関する書類

(1) 参加届出書（入札説明書様式一）

(2) 県の指定する様式により作成し、提出すること。

(2) 誓約書（入札説明書様式二）

(2) 県の指定する様式により作成し、提出すること。

(3) 二の9の要件を満たすことを証明する書類

本公告の日から過去五年以内に履行済み又は履行中の契約のうち、都道府県又

は政令指定都市の税務システムの開発業務又は運用保守業務の契約の事実を確認できる契約書等の写し又はその事実を記載した官報等の写しとすること。

(二) 提出方法

参加届出に関する書類は書面（紙媒体）に限るものとし、持参、郵送（書留親展に限る。以下同じ。）又は信書便（郵便における書留親展に相当する方法に限る。以下同じ。）の方法により提出するものとする。

1 提出期限

令和元年九月九日（月曜日）午後五時必着

(2) 提出先

四の1に示した場所

(三) 本業務調達仕様書の交付

書類審査後、速やかに本業務調達仕様書を交付する。なお、郵便又は信書便による提出の場合は、郵送にて交付する。

2 入札参加資格申請に関する書類の提出

入札に参加しようとする者は、一に示す入札参加資格申請に関する書類を提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(一) 入札参加申請に関する書類

(1) 入札参加資格確認申請書（入札説明書様式三）

県の指定した様式により作成し、提出すること。

(2) 入札参加資格確認申請書の添付書類

イ 会社概要に関する書類（パンフレット等）

ロ 二の9の要件を満たすことを証明する書類

本公告の日から過去五年以内に履行済み又は履行中の契約のうち、都道府県若しくは政令指定都市の税務システムの開発業務又は運用保守業務の契約の事実を確認できる契約書等の写しに限る。

ハ 業務履行能力証明書（入札説明書様式四）

県の指定した様式により作成し、提出すること。

ニ 徳島県税に滞納がない旨の証明

提出方法

(二) 入札参加資格申請に関する書類は書面（紙媒体）に限るものとし、持参、郵送又は信書便の方法により提出するものとする。

1 提出期限

令和元年九月九日（月曜日）午後五時必着

(2) 提出先

四の1に示した場所

(三) 審査結果通知

入札参加資格の審査結果は、令和元年九月十八日（水曜日）までに通知する。

3 機能要求仕様回答書の提出

入札に参加しようとする者は、機能要求仕様回答書を提出しなければならない。なお、対応可否について、代替案（「」又は「」）と回答する場合、その代替案の

機能詳細を備考欄に記載するか、別紙（様式は問わない。）を添付すること。

一 提出方法

機能要求仕様回答書及び添付資料は書面（紙媒体）及び光ディスクにより提出すること。提出方法は、持参、郵送又は信書便によるものとする。

1 提出期限

令和元年九月二十四日（火曜日）午後五時必着

2 提出先

四の1に示した場所

(二) 代替案の回答

代替案を回答した場合は、その可否を令和元年十月七日（月曜日）までに通知する。

六 入札手続等

1 入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）の持参による提出

(一) 日時

令和元年十月二十一日（月曜日）午後一時から午後二時まで

(二) 場所

四の1に示した場所

2 郵送又は信書便による場合の入札書等の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和元年十月十八日（金曜日）午後五時必着

(二) 宛先

四の1に示した場所

3 開札の日時及び場所

(一) 日時

令和元年十月二十一日（月曜日）午後二時

(二) 場所

所在地 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階一〇三会議室

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、この場合の「見積もった契約希望金額」とは、令和元年度から令和八年度までの委託料の総額とする。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 入札の辞退

入札を辞退する者は、辞退届（入札説明書様式十一）を提出すること。

- (一) 持参する場合
- (1) 提出期限
令和元年十月二十一日(月曜日)午後二時
- (2) 場所
四の1に示した場所
- (二) 郵送又は信書便による場合
- (1) 受領期限
令和元年十月十八日(金曜日)午後五時必着
- (2) 宛先
四の1に示した場所

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札
- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札
- (三) 記名押印のない入札
- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札
- (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (七) 入札金額積算内訳書(入札説明書様式八)において、入札説明書の各会計年度の委託料の上限額(消費税及び地方消費税を含む。)を超えた金額を記載した場合の入札
- (八) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

- (一) 総合評価は、入札説明書別添「一」「技術提案書評価項目等について」の評価基準(以下「落札者決定基準」という。別記の概要参照)に基づき行う。なお、技術提案書の内容が、本業務調達仕様書に規定する事項(県が代替案として認めべき事項を含む。)を満たさない場合又は入札関連資料作成要領により記載又は添付すべき事項等の全部若しくは一部を欠く場合は、失格とする。
- (二) 徳島県契約事務規則(昭和三十九年徳島県規則第三十九号)第十八条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもつて有効な入札をした者であつて、かつ、一により失格にならなかつた者のうち、落札者決定基準により得られた総合評価点が最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点が最も高い入札者が二者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとするが、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 その他

詳細は、入札説明書等による。

七 Summary

1 Nature and Quantity

The design, development, operation and maintenance of a tax management information system and the preparation of all the physical and digital equipment necessary to operate the system

2 Time Limit of Tender

1:00 p.m - 2:00 p.m on October 21, 2019

3 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Taxation Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture, 770-8570
Phone: 088-621-2077(direct dialing)

別記

県税システム・スマート化推進事業業務の総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準の概要

総合評価の点数は、千点満点とし、点数の配分は、技術提案書の技術評価点六百点、価格評価点四百点とする。

一 技術提案評価項目、評価基準及び技術評価点の配点は、次の表による。

項番	評価項目	評価基準	配点
一	<p>本県が本業務委託を通じて解決したい課題及び期待する効果に即して、本業務の基本方針を踏まえた提案である。</p>	<p>1 現行システムが抱える課題への理解を評価する。</p> <p>2 本業務の基本方針への理解を評価する。</p>	十
二	<p>1 機能要求仕様書の機能要求、中要求、細要求、微要求を十分理解し、システムに実装できる機能を提案している。若しくは、要求に対する代替案を適切に提案している。</p> <p>2 不動産評価システム機能要求書の「必須」要求を満たし、自動車税のOCR対応についても提案している。</p>	<p>実現度合を評価する。</p> $\text{実現度合}(\%) = (\text{補填機能} + \text{カスタム}) \div \text{要求機能数}$ <p>ここで、要求機能数とは、「機能要求」と「中要求」の要求数の合計のことをいい、「細要求」及び「微要求」は含めない。</p>	五十
三	<p>システム構成やネットワーク構成を提示した上で、システムの可用性の向上と業務継続性を確保させるための手法を提案している。</p>	<p>1 システムの可用性（稼働率及び障害時のシステム再開目標）に対する手法を評価する。</p> <p>2 業務継続性の確保策を評価する。</p>	二十

四	<p>システムの使い勝手を良くする手法を提案している。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインやウェブアクセシビリティに対する提案を評価する。 ガイダンス、メッセージ等、操作性を向上させる機能を評価する。 EUCツールを評価する。 	二十
五	<ol style="list-style-type: none"> 有益で安全なサービス（機器設置場所及び設備、提供サービスの形態、セキュリティ確保策等）の提供とともに、利用コストを低減させるための有益な提案をしている。 システムの安全性向上のための手法を提案している。 	<ol style="list-style-type: none"> 機器等設置場所に対する提案を評価する。 サービス提供形態やコスト低減策を評価する。 システムの安全性向上に対する提案を評価する。 	三十
六	<p>制度改正等によるシステム改修に際して、安価かつ効率的に対応できる手法を提案している。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 開発の仕様凍結から、稼働開始までの間において、税制改正等による仕様変更が生じた場合の対応について、柔軟かつ効率的に対応できる手法及び効果値について評価する。 稼働後の改修費用を安価かつ効率的に対応する手法及び効果値について評価する。 	五十
七	<ol style="list-style-type: none"> 外部連携（自動車OSS、JNKS、eLTAX、MPN等）機能が充実している。 共同化への取組みを提案している。 将来のシステム拡張に際して、安価かつ柔軟に対応できる手法を提案している。 業務を標準化できる方法を提案している。 	<ol style="list-style-type: none"> XML形式、CSV形式、テキストデータ形式でのデータ連携が容易にでき、更には、新たな連携先が生じた場合にも、柔軟に対応できるかを評価する。 共同化への取組みと期待効果値を評価する。 将来のシステム拡張（税制改正等）に際して、安価かつ柔軟に対応できる手法を評価する。 幅広い県で導入できるよう、「最適な業務」を洗い出し、それを標準としてシステムに反映できる仕組みかを評価する。 	六十
八	<ol style="list-style-type: none"> 設計・開発業務において採用する設計・開発手法を提案している。 設計・開発工程において、設 	<ol style="list-style-type: none"> 採用する設計・開発手法について評価する。 県担当者の作業負担を軽減する仕組みや工夫を評価する。 	二十

							計ドキュメント等を県担当者が理解し易くする仕組みや工夫、並びに県側の作業負担を減らす仕組みや工夫を提案している。	
九	<p>1 テスト工程において、バグ等を確実に検出する手法を提案している。</p> <p>2 受入テストにおいて、県側の作業負担を減らす仕組みや工夫を提案している。</p>	<p>1 テスト工程におけるバグ等を確実に検出する手法を評価する。</p> <p>2 受入テストにおける本県側の作業（テストデータや業務シナリオテスト作成、テスト実施等）に対する負担を軽減する仕組みや工夫を評価する。</p>	二十					
十	<p>現行システムからの移行を確実に効果率的に実施するための手法を提案している。</p>	<p>1 現行システムからの移行を確実に効果的に実施するための手法を評価する。</p>	五十					
十一	<p>システムの利用者が短時間でシステムの操作方法等を習得するための手法を提案している。</p>	<p>1 実施想定、実施回数、実施内容について評価する。</p> <p>2 システムの利用者が短時間でシステムの操作方法等を習得するための手法を評価する。</p>	二十					
十二	<p>1 開発業務の受託体制を提案している。</p> <p>2 開発業務に従事する担当者の業務経験及び保有資格等を提案している。</p>	<p>1 体制の妥当性に応じて評価する。</p> <p>2 要員実績（資格、実績、経験年数等）に対し評価する。</p>	三十					
十三	<p>1 運用保守等業務の受託体制を提案している。</p> <p>2 運用保守等業務及びヘルプデスク業務に従事する担当者の業務経験及び保有資格等を提案している。</p>	<p>運用保守体制を評価する。</p>	二十					
十四	<p>本業務全体の業務管理体制及び業務管理手法を提案している。</p>	<p>プロジェクトの管理体制及び管理手法について評価する。</p>	二十					
十五	<p>本業務を実施する上で想定されるリスクへの対処方策を提案している。</p>	<p>リスク管理手法について評価する。</p>	二十					
十六	<p>1 調達仕様書のサービスレベル要件の基準値を上回る基準値を提案している。</p> <p>2 サービスレベルの測定手法及びその手順を提案している。</p>	<p>1 調達仕様書のサービスレベル要件の基準値と比べ提案を評価する。</p> <p>2 サービスレベルの測定手法及びその手順を評価する。</p>	二十					

十七	都道府県又は政令指定都市における 入札金額積算内訳書の運用保守経 費を評価する。	都道府県又は政令指定都市の税務シス テムの開発業務実績数又は運用保守 業務実績件数に応じて評価する。	二十
十八	令和九年一月以降の運用保守 契約の見込みを評価する。	令和九年一月以降の運用保守契約 の見込みを評価する。	二十
十九	五年後、十年後における税務 システムのロードマップ又は導 入目標を評価する。	ロードマップ又は導入目標の実現 性を評価する。	二十
二十	システム改修工数を算出するため に必要な、生産性係数及び技術者 比率が提示されている。	生産性係数を評価する。	五十
技術評価の配分合計			六百

(二) 価格評価点は次の算式による。

項番	算出式	配点
一	$\frac{\text{価格評価値} \times \text{配分}}{\text{入札価格} \times 1.10} \div \text{予定価格} \times \text{配分}$	四百